

一般事業主行動計画

社会医療法人弘道会では、次世代育成支援対策推進法、及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、職員がその能力を發揮し仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備、女性が就業を継続し活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しています。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日 ~ 平成32年 3月31日までの 2年間

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく計画の内容（目標）

- ① 妊娠中の女性職員の母性健康管理について、職員に制度の周知を図る。
妊娠中や、産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。
- ② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。
- ③ 院内保育施設の整備を行う。
- ④ 子の看護休暇について、制度の周知を行い拡充する
(半日単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)
- ⑤ 所定外労働を削減するため、所定外勤務のあり方について、管理者教育を実施、
職員の所定外労働時間を、1人当たり年間240時間未満とする。
- ⑥ 年次有給休暇の取得促進のための取組の開始、
職種間のばらつきをなくし、取得日数を、平均、年間10日以上とする。

3. 女性が就業を継続し活躍できる雇用環境の整備について

- ① 当法人の課題 : 女性職員の平均勤続年数が、男性の74%
- ② 定量的目標 : 男女の継続勤務年数の差異率 全施設で20%未満となる
看護職員の離職率改善 10%未満を達成する
- ③ 取り組み内容 :
利用可能な両立支援制度に関する職員・管理職員への周知徹底
育児休業復職者に対する、適切なマネジメント・育成等に関するリーダー研修
短時間勤務制度・フレックスタイム制等による柔軟な働き方の実現